

2021年1月29日

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社

代表取締役 金子 良平 殿

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井 共夫



## 再検討要請書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

まずは、当法人からの2020年5月13日付け申入れに対して、ご回答をいただきありがとうございました。

貴社からのご回答を踏まえまして、当法人は、貴社の横浜銀行カードローン保証委託約款に関する貴社からの2020年11月2日付回答書につきまして、下記のとおり再検討の申し入れを致します。

敬具

### 記

- 1 「①法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するもの」について
  - (1) 貴社は、2020年11月2日付回答書において、横浜銀行カードローン保証委託約款第6条2項(旧4条2項)(以下「本件条項」と言います。)は消費者契約法10条の「①法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は義務を加重するもの」という要件を満たさないとし、その理由については、金融機関が貴社に対し保証料支払債務と相殺の意思表示をすることで、いつでも保証債務の全額について代位弁済を受けることができる以上、貴社は保証人として主債務者からの請求を待つことなく「民法461条1項に基づく主債務者に対する義務を先履行している」ものであり、「経済的・実質的にみて」民法461条1項の要件を満たす場面は存在しない旨回答されたものと理解しました。
  - (2) しかしながら、単に相殺適状の状態にあることのみをもって保証人としての義務を履行したことにならないのは明らかであり、「民法461条1項に基づく主債務

者に対する義務を先履行している」と評価することはできません。

また、謙抑的に運用されているとのことですが、実際の運用としても適用場面があるということであれば、実質的に見ても消費者が二重払いの危険に晒される場面があることは否定できず、そのような場面において本件条項の不当性が浮き彫りになると考えます。

## 2 「②信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」について

- (1) 貴社は、2020年11月2日付回答書において、本件条項は消費者契約法10条の「②信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するもの」という要件を満たさないとし、その理由について、本件条項のただし書は創設的に消費者に免責の可能性を認めたものであり、民法の任意規定がそのまま適用される場合よりも消費者にとって利益となる規定であること、また、本件条項を含めた本件約款の総体により成り立つ保証事業が債務者に金融の利益を与えるものであること、さらに、実際上は事前求償権の行使が謙抑的に行われていることを挙げています。
- (2) しかしながら、本件条項にただし書があることを踏まえても、本件約款2項は本文において債務の免責を請求することができないとしている点で消費者に不利益であることには何ら変わりなく、十分な担保提供ができない消費者は二重払いの危険に晒されることとなりますので、そのような消費者にとっては全体として不利益であると評価せざるを得ません。

また、本件条項は保証事業に不可欠であるとまでは考えられず、保証事業が債務者に金融の利益を与えるものであるからといって本件条項が許容されることにはなりませんので（全体として消費者に利益であれば一部不当条項があっても許容されるということにはなりませんので）、この点ご主張には論理の飛躍があるものと考えざるを得ません。

さらに、事前求償権の行使が謙抑的に行われているとはいっても、裏を返せば実際に行使している場面があるということでもあり、やはり消費者が二重払いの危険に晒される場面があることは否定できず、1にも記載したとおり、そのような場面において本件条項の不当性が浮き彫りになると考えます。

## 3 結語

貴社においては保証事業において本件条項の必要性があるものと考えているものと思われませんが、当団体としては、銀行と保証会社間の事情によって消費者に不利益を被らせる規定は到底容認できませんので、改めて削除又は修正をしていただきたく、ご検討をお願いいたします。

以上